原子力安全・保安院からの改善指示について

平成 20 年 12 月 26 日

対象号機	5号機 （定期検査中） :改良型沸騰水型、定格電気出力126.7万キロワット
概　　要	平成20年11月5日に発生した、気体廃棄物処理系（※1）における水素濃度の上昇事象および同系統内の希ガスホールドアップ塔（※2）の温度上昇事象について、本日、経済産業省原子力安全・保安院より、事象発生時における当社の対応が保安規定（※3）および実用炉規則（※4）に違反していると判断され、本日、同院より改善指示文書を受領しました。 この改善指示を真摯に受けとめ、適切に対応するとともに再発防止に努めてまいります。
指摘された違反事項	・水素濃度が4%を超えた場合は、異常事象と判断し、原子炉を停止するための手順に移行することとなっているが、原子炉の停止が行われず、希ガスホールドアップ塔の温度が上昇するまで運転が継続された。 ・水素濃度の上昇を示す警報が点灯・消灯を繰り返した際は、「異常徴候」から「異常事象」に移行したと判断し、異常時の対応を行う手順となっているが、異常徴候検討会（※5）で、「異常事象」に移行したとの判断がされなかった。
改善指示を受けた当社の対応	・本事象に対して根本原因分析を実施し、必要な是正措置を立案します。 ・水素濃度が可燃限界を超過・継続した際は、的確かつ速やかにプラント停止の判断が出来るように、異常徴候検討会では手順を逸脱した決定が出来ないこと等を明確にします。さらに、運転操作の手順については、水素濃度が可燃限界の4%を超過した際の判断基準を単純かつ明確にします。 ・事象メカニズムの詳細な解明に資することを目的に、原子炉起動時に実機データを蓄積し、中長期的な対応について引き続き検討します。 ・再結合器におけるしきい値の存在の有無を確認し、それを踏まえた運転管理を行います。
お知らせ基準	「表2－13　定期検査等において、検査の判定基準に係る不適合があったとき。また、保安検査で指摘を受けたとき。」に該当します。

※1　気体廃棄物処理系は復水器に流入する水素、酸素および気体状の放射性物質（希ガス）を処理する系統です。このうち水素と酸素は同系統で処理（再結合反応）され水となります。

※2　希ガスホールドアップ塔は、放射性の希ガスを一定期間活性炭に吸着させて放射能を減衰させる装置です。

※3　保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項（保安に関する組織、運転上の制限値等）を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※4　実用炉規則は、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づいて定められた規則です。

※5　異常徴候検討会は、警報の発報や巡視点検等で、運転パラメーターに通常の範囲内ではあるが変動を認めた場合等に、監視強化や原因調査の実施方針・方法を検討・決定するための社内会議体です。

以　上

Copyright (C) CHUBU Electric Power Co., Inc.